

姫路市こども計画「ひめじ こども・若者みらいプラン(仮称)」第4回会議資料からの変更点

■本編

項番	ページ	該当箇所			変更点
1	5	第1章 計画の策定にあたって	1 計画の概要	(4) 計画の対象	「※こども・若者に関する呼称について」の6行目「思春期（15歳程度）」を「思春期（中学生年代からおおむね18歳まで）」と修正
2	63	第2章 計画の基本的な考え方	3 施策の体系	基本目標4 支援が必要なこども・若者や家庭を支援する	「施策区分2 ヤングケアラーへの支援」に、「施策3 ヤングケアラーに関する周知・啓発」を追加
3	64～65	第2章 計画の基本的な考え方	4 進捗を測る指標	(1) 成果指標	成果指標①、②、④、⑤、⑧、⑩、⑬について、「こども」「若者」以下のみを区分して記載する形に変更
4	86	第3章 施策の展開	基本目標4 支援が必要なこども・若者や家庭を支援する	施策区分2 ヤングケアラーへの支援	施策3として以下を追加 施策3：ヤングケアラーに関する周知・啓発 身近にいるおとながヤングケアラーのことを正しく知り、日常の何気ない声かけや見守り等から始めることが支援の糸口となるため、幅広く周知・啓発に取り組みます。

■別冊2「教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策」

項番	ページ	該当箇所		変更点
1	2	2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策	(1) 教育・保育の量の見込みの算出方法	教育・保育を利用する子どもの認定区分（1号認定～3号認定）に関する説明を追加
2	9	3 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の量の見込みと提供体制の確保方策	(3) 量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期	令和8年度（本格実施）以降に加え、令和7年度についても確保の内容を設定
3	10～11	4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策	(1)利用者支援に関する事業	既存3類型に「妊婦等包括相談支援事業型」を追加し、国が示す量の見込みの算出方法に基づき、量の見込み及び確保の内容を設定
4	33	4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策	(15) 産後ケア事業	国が示す量の見込みの算出方法に基づき、量の見込み及び確保の内容を修正
5	全体	-	-	和暦と西暦を併記